



世田谷区パートナーシップ宣誓



お問い合わせ

世田谷区 生活文化政策部 人権・男女共同参画課
TEL 03-6304-3453 / FAX 03-6304-3710

〈 令和7年10月発行 〉

監修:世田谷区立男女共同参画センターらぶらす世田谷にじろひろば電話相談員 / 世田谷DPR / 認定NPO法人 ReBit



SETAGAYA



2015

2025

世田谷区
パートナーシップ宣誓10周年
宣誓で紡ぐ幸せの

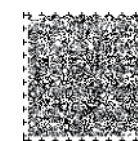
カタチ

The Setagaya City Partnership Vow Program

2015 - 2025



にじニャン
世田谷区パートナーシップ宣誓10周年
記念キャラクター



We are all different and all wonderful.



PROLOGUE

わたしたちって何が違う？

髪型が違うよ

ファッションも全然違う

性別も国籍も違うじゃん

わたしは男性が好き じぶんは女性も男性も好き うちが女性が好き

違うところだらけでしょ！

でも、好きな人、家族や大切な友達といるとき楽しいなって思う

じぶんも！うちも！

美味しいごはん食べたり、旅行したり、映画見たり、ゲームしたり、

当たり前のことが幸せだなんて感じる

じぶんも！うちも！

違うところもたくさんあるけど、
みんな根本は「同じ」じゃない？

自分を大切にしてい
人を好きになっていい
幸せになっていい
これはだれにも奪えないよ

このまちで自由に暮らしていいんだ

We can live freely in this town.



HAIRSTYLES

NATIONALITY

GENDER

このまちに暮らす私たち



INTERVIEW 01

私たちを家族として初めて 認めてくれたのが世田谷だった

10年前、世田谷区の同性カップルたちがパートナーシップ宣誓書を作ろうと動き始めたとき、「そんな制度ができたらすごいな」と思ったのを覚えています。区長や職員の方の前で、これまでの悩みや「ふたりで関係を築いてきた想い」を率直に伝えた際に、区長からとても親身に声をかけてもらい、胸が熱くなりました。世田谷区が私たちを「家族だよ」と初めて認めてくれたことが、本当に嬉しかった。この10年、支えられながら歩んできましたが、制度はまだ十分に知られていません。だからこそ、制度があるだけでなく、誰もがお互いを受け入れ合える—そんな社会になってほしいと願いながら、これからも一步一步、歩んでいきたいです。

高島由美子さん・モンキー高野さん



このまちに暮らす私たち



INTERVIEW 02

私たちもこのまちに住んでいる、 多様な家族のひとつ

私たちは以前の結婚でそれぞれ子どもを得てのちにシングルマザーになり、その後出会い、世田谷区で一緒に暮らし始めました。子どもたちが小さかった頃、よく砧公園でピクニックをしたのは家族の幸せな記憶です。しかし当時、パートナーの子どもが緊急入院となったとき、自分を家族だと証明できる公的な書類がなく、入院手続きができませんでした。それがこの10年で同性パートナーシップ宣誓ができ、3年前にはファミリーシップ宣誓も始まり、子どもたちを家族として宣誓できるようになりました。すでに多様な家族が暮らすこの世田谷区で、私たちのような家族も“お隣さん”として、皆さんと一緒にまちを育てていけたら嬉しいです。

小野春さん・西川麻実さん

このまちに暮らす私たち



INTERVIEW 03

ここでならカップルだと 胸を張って歩ける

仕事を辞めて京都から引っ越すまで、ずっとゲイであることを隠して生きてきました。そんな中、日本で初めてパートナーシップ宣誓を始めた世田谷区なら、受け入れてもらえるかもしれないと思ったんです。宣誓が始まった後も、改善を続ける区の姿勢に、ここでなら胸を張って歩ける気がしました。どれだけ僕たちが「14年一緒に暮らしている」と言葉にしても、証明手段がなく不安でしたが、区に宣誓を受け入れられて初めて“認められた”と感じました。性的少数者は「身近にいない」と思われがちですが、「ここにいる」と示すことが大事だと思っています。結婚“できる・できない”ではなく、“する・しない”を、誰もが悩み、選べる。そんな社会になってほしいです。

KANEさん・KOTFEさん





「いない」じゃなく、
「言えない」「言わない」だけ



性的マイノリティ(LGBTQ+)の方々が自分の周りには「いない」と思っていませんか？実は、「言えない」「言わない」だけかもしれません。

世田谷区では、25人に1人

区が令和6年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」では、「自分の性のあり方(好きになる相手の性別や自分の性別への違和感など)に悩んだ経験のある人」は4%でした。

令和7年4月1日の世田谷区人口で換算すると、約37,000人。

25人に1人は悩んだ経験があるということになります。

小・中学校であれば、1クラスに1人はいる割合です。

周りの人の性のあり方に関する悩みに耳を傾けることは、多様なあり方を理解する **第一歩** になります。



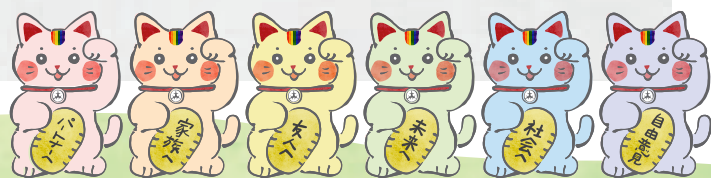
アライ あなたも“SETAGAYA ALLY”に！

ALLY(アライ)とは、性的マイノリティの方々の理解者・味方という意味です。あなたもALLYになりませんか？

今日からできること

Let's just do what we can do for now.

- ☐ 自分の身近に性的マイノリティがいるかもしれないと思って行動する。
- ☐ 性的マイノリティについて、自分から知ろうとする。
- ☐ 性的マイノリティをネタにした笑いやいじめを見て見ぬふりをしない。
- ☐ 6色レインボーを身に付けたり、ALLYであることを発信する。
- ☐ 性的マイノリティをよく知らない、誤解している人へ正しい情報を発信する。



だれもが 自分らしく暮らせるまちへ



◀ 条例の詳細は
こちら(世田谷区HP)

区は、区民のみなさんとともに、事業者、区が一体となって男女共同参画と多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定しました(平成30年4月1日施行)。

条例第8条の基本的施策には、「性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援」を位置付け、区の施策として取り組んでいくことを定めています。



専門相談窓口

世田谷区相談窓口 世田谷区立男女共同参画センターらぶらす セクシュアル・マイノリティのための **世田谷にじいろひろば**

〈ACCESS〉 〒154-0004 東京都世田谷区太子堂 1丁目12番40号 グレート王寿ビル3～5階

☎ 電話相談 **03-6805-5875** (専用電話番号)
第1・3金曜 14:00～17:00 / 第2・4金曜 18:00～21:00

🗨 交流スペース 第4土曜 13:00～15:00 (要予約) 🗨 対面相談 第4土曜 15:15～15:55 (要予約)

東京都相談窓口 **Tokyo LGBT相談** (東京都性自認及び性的指向に関する専門相談)

☎ 電話相談 **050-3647-1448**
火曜・金曜 / 18:00～22:00 ※祝日・年末年始を除く

📞 LINE相談 月曜・水曜・木曜 / 17:00～22:00 (受付～21:30) ※祝日・年末年始を除く



LINE
友だち追加

その他の相談窓口 一般社団法人社会的包摂サポートセンター **よりそいホットライン**

☎ 電話相談 **0120-279-338** (24時間受付)

その他の相談窓口 東京弁護士会 セクシュアル・マイノリティ **電話法律相談**

☎ 電話相談 **03-3581-5515**
第2・4木曜 / 17:00～19:00 ※祝祭日の場合は翌金曜に実施





世田谷区 パートナースhip・ファミリーシッp宣誓

「世田谷区パートナーシッp宣誓」は、同性カッpルの方など当事者の区民の方々からの「存在を認めてほしい」というお気持ちにこえるため、平成27年11月から開始しました。令和4年11月からは、カッpルの子どもや親を含めた「ファミリーシッp宣誓」も開始し、現在は「世田谷区パートナーシッp・ファミリーシッp宣誓」として実施しています。

パートナーシッpとファミリーシッpのこえ方

ファミリーシッpには、パートナーシッpが内包されます

宣誓対象者

① パートナーシッp宣誓

お二人又はいずれかの方が、性的マイノリティであるカッpル。

② ファミリーシッp宣誓

お二人又はいずれかの方が、性的マイノリティであるカッpル及び二人のお子様、親御様。

宣誓要件

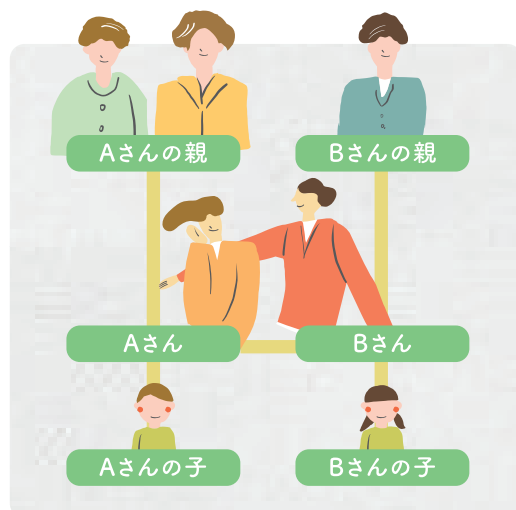
▼ パートナーシッpにある方

- ① 成年に達していること
- ② 区内に住所を有すること又は区内への転入を予定していること
- ③ 他の方と婚姻関係にないこと(事実上婚姻関係と同様の事情にないことを含みます)
- ④ 他の方とパートナーシッpにないこと
- ⑤ パートナーシッpにある方と近親者(直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族)同士ではないこと

※親族関係又は婚姻関係が解消された後の関係も含みます
※養子縁組による近親者同士については、宣誓できる場合があります

▼ ファミリーシッpにある方

上記要件を満たすパートナーシッpにある方のお子様、親御様であること。



宣誓すると…?



宣誓すると、以下のようなA4サイズとカードサイズの宣誓書受領証が交付されます。パートナーシッp宣誓、ファミリーシッp宣誓ごとに、交付されるものが異なります。宣誓書受領証はパートナーや家族であることを形で示すことができるとともに、行政サービスや民間サービス等でも活用場面が広がってきています。

- ☐ 新居の賃貸契約に
- ☐ いざというときに
- ☐ 会社の手続のため
- ☐ 住民票続柄の変更のため



A4サイズ宣誓書受領証

パートナーシッp宣誓用

第4号様式(第6条関係)

世田谷区パートナーシッp宣誓書受領証

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシッp・ファミリーシッpの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、以下のとおりパートナーシッpの宣誓をされたことを証します。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。

また、世田谷区基本計画では、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることがなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進の推進についてうたっています。

今後もお二人が、世田谷区でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれるお二人のご多幸を心より願います。

ふりがな(氏名) _____

ふりがな(姓) _____

ふりがな(通称) _____

ふりがな(通称) _____

(生年月日) _____

(生年月日) _____

(住所) _____

(住所) _____

(転入後の住所) _____

(転入後の住所) _____

宣誓第 号 _____

年 月 日 _____

世田谷区長 保坂 展人

カードサイズ宣誓書受領証

パートナーシッp宣誓用

第7号様式(第6条関係)

世田谷区パートナーシッp宣誓書受領証

パートナーシッpにある宣誓者 _____

パートナーシッpにある宣誓者 _____

丁目 番号 _____

丁目 番号 _____

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシッp・ファミリーシッpの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、年 月 日にパートナーシッpの宣誓をされたことを証します。

宣誓第 号 _____

年 月 日 _____

世田谷区長 保坂 展人

パートナーシッpにある宣誓者の氏名 _____

パートナーシッpにある宣誓者の氏名 _____

1 この受領証は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区の施策の一環であるパートナーシッpの宣誓の取扱いに基づき発行したものです。

2 この受領証の記載事項を訂正したものは、無効とします。

3 この受領証の交付を受けた方は、宣誓事項に変更がある場合は宣誓が失効し、若しくは無効になった場合には、区に返還してください。

【発行部署】 生活文化政策部・男女共同参画課 電話 03-4104-3463 FAX 03-4104-5700

緊急連絡先等 _____

ファミリーシッp宣誓用には、「ファミリーシッpにある宣誓者(子・親)の氏名、生年月日等」が追加されます。



世田谷区パートナーシッp・ファミリーシッp宣誓の詳しい情報はこちら





Setagaya City's
Efforts

性的マイノリティに関連した 主な区の実施、東京都、国の動向

2015-2025



TO BE
CONTINUE